

第 6 章 地域別景觀形成方針

第6章 地域別景観形成方針

6 1 地域区分の設定

ここでは、地域での景観まちづくりを進めていくために地域別の景観形成方針を設定します。

地域単位としては、市街地の成り立ちによるまとまりや日常生活圏の広がり等を考慮し、住民が一体の地域として共有できる範囲ということから、次の3つのエリア（日本海エリア、瀬戸内・日本海エリア、内陸・山間エリア）により区分します。

なお、旧市内については、これまでの景観形成への取り組みや景観資源の集積度等を考慮し、瀬戸内・日本海エリアをさらに3地区（中央地域、東部地域、西部地域）に区分したうえで、それぞれの方針を設定します。

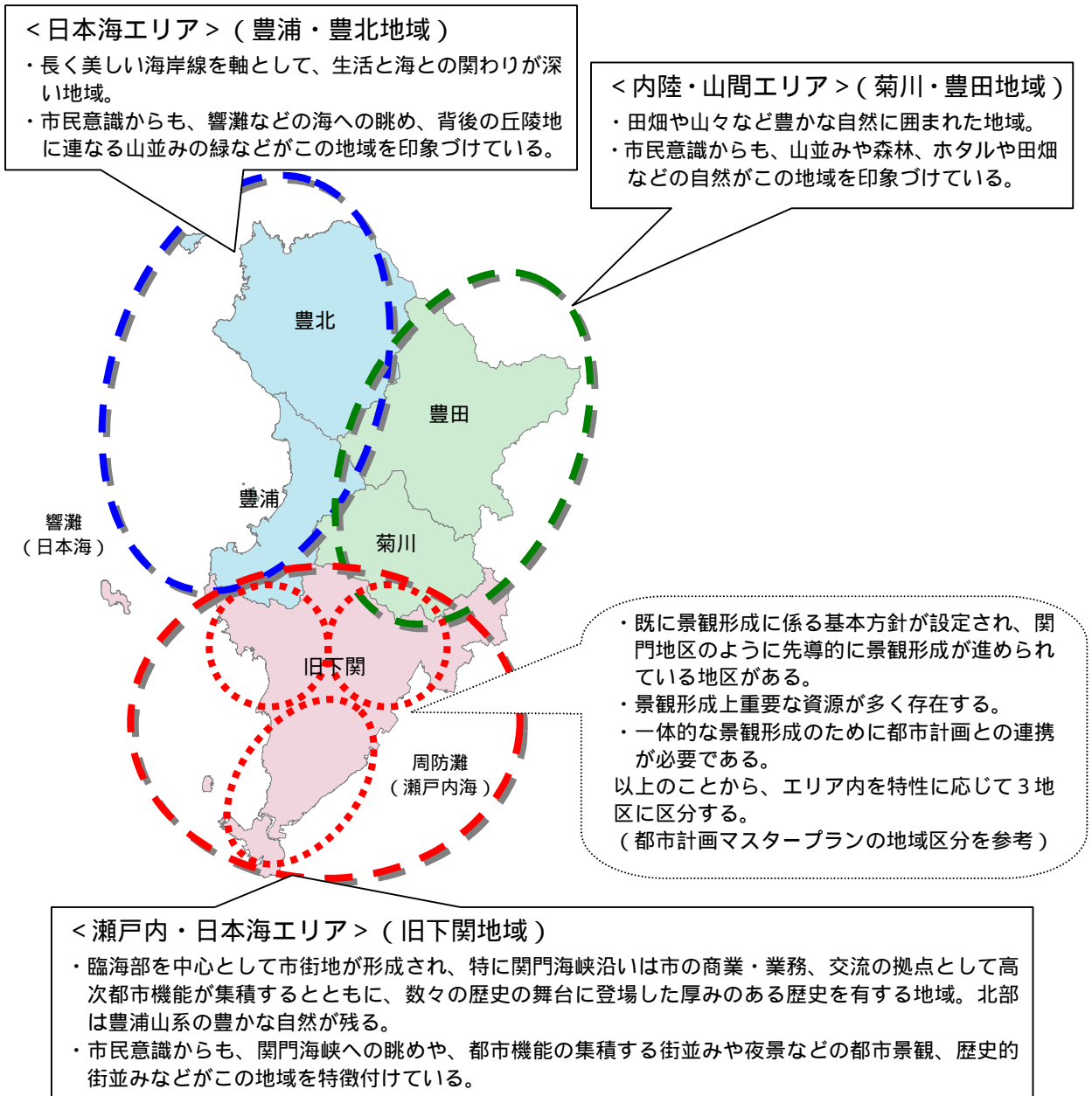


図6-1 地域区分と地域概要

6 - 2 地域別景観形成方針

前述の地域区分に従い、本市の景観形成基本方針を各地域において展開するため、地域別の景観形成方針を以下のとおり設定します。

瀬戸内・日本海エリア -旧下関中央地域 景観形成方針

基本方針

高次都市機能の集積する下関市の顔として、関門海峡などの豊かな自然や、培ってきた厚みのある歴史を活かし、多彩で美しく活力ある海峡都市の景観まちづくりを推進します

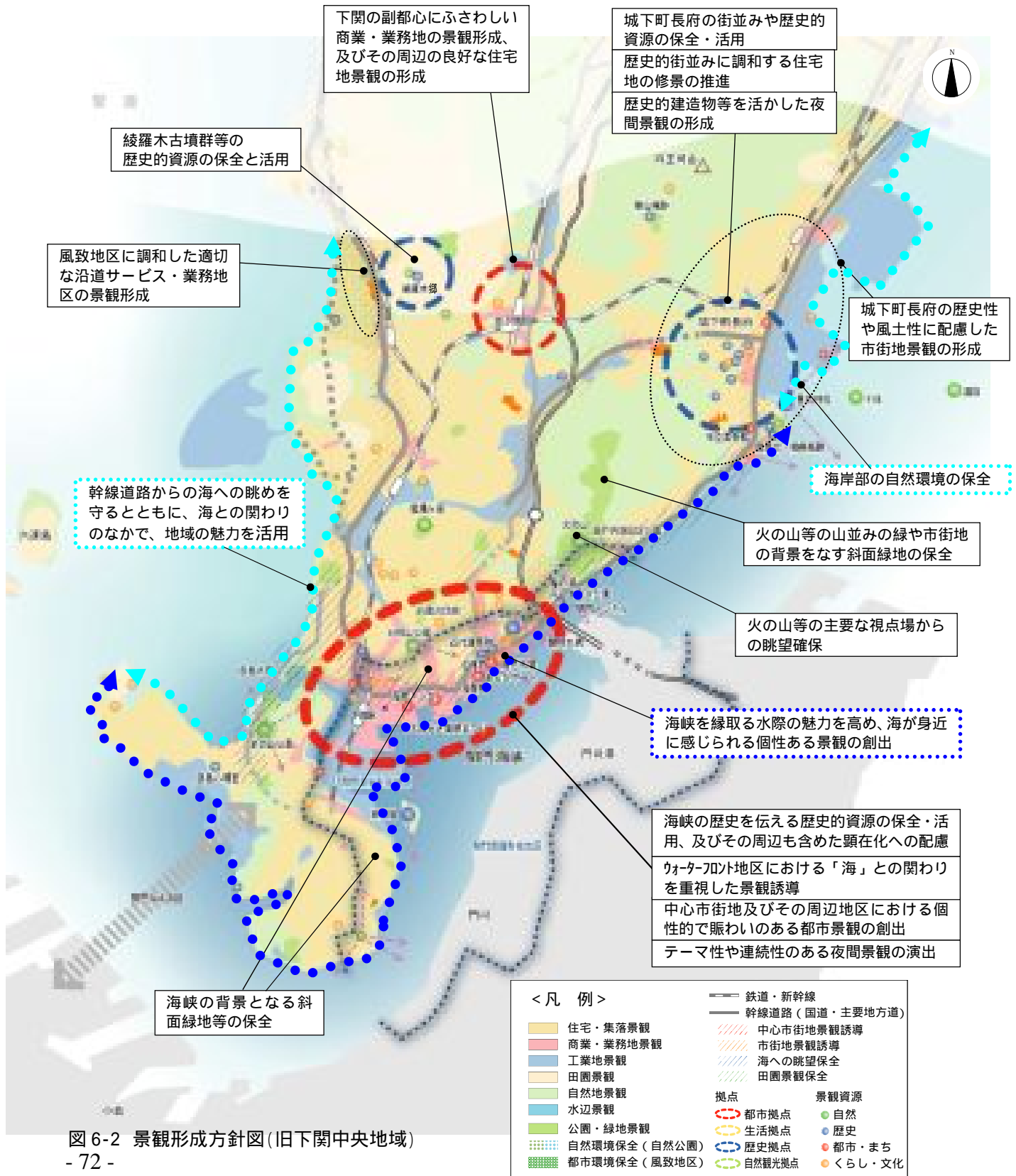


図 6-2 景観形成方針図(旧下関中央地域)

瀬戸内・日本海エリア -旧下関東部地域 景観形成方針

基本方針

旧山陽道沿いに育まれた地域の歴史性を活かしながら、山や川、田園など豊かな自然を身近に感じられる良好な生活環境を目指した景観まちづくりを推進します

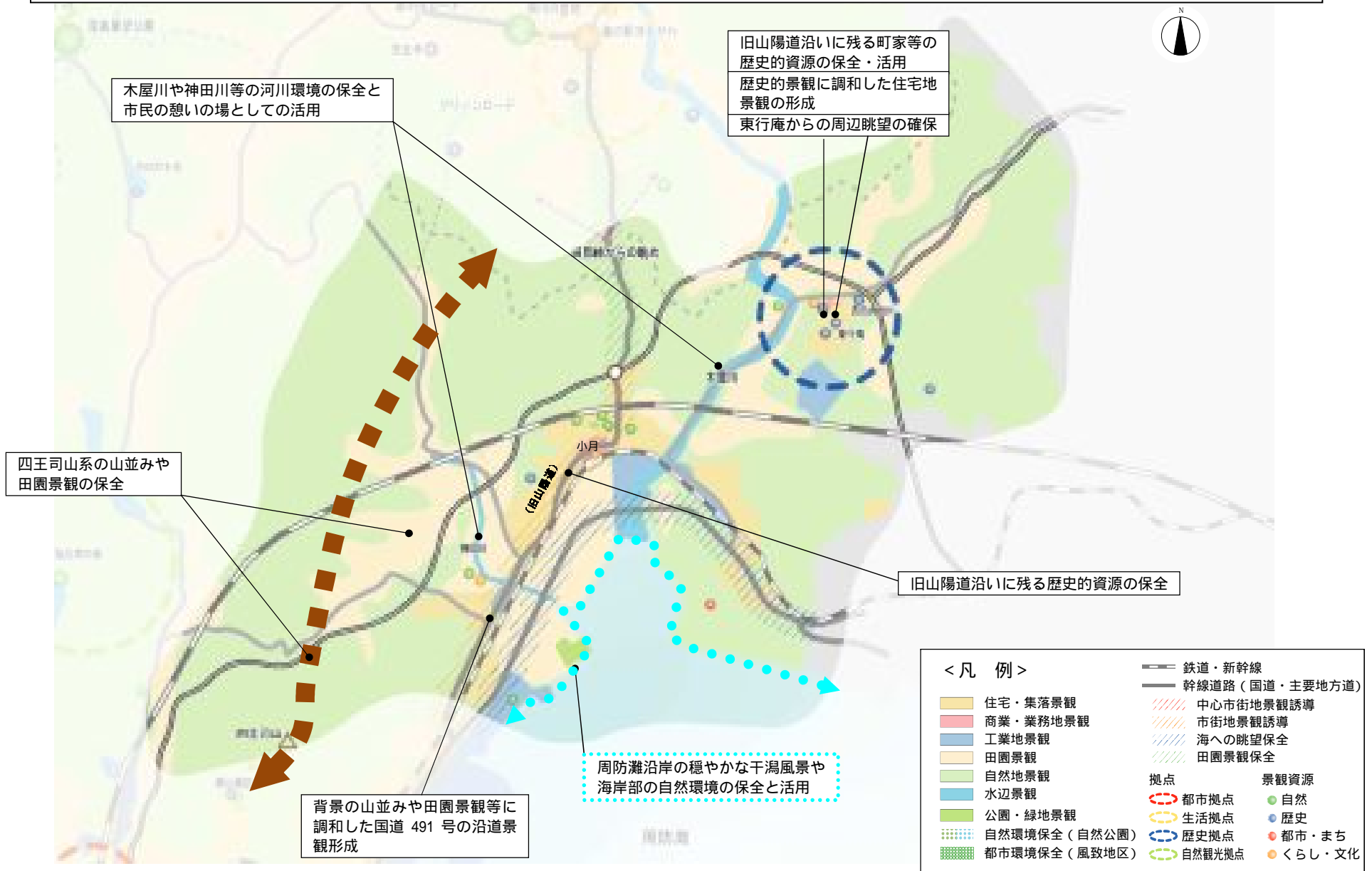


図 6-3 景観形成方針図(旧下関東部地域)

瀬戸内・日本海エリア -旧下関西部地域 景観形成方針

基本方針

美しい響灘の海と、緑豊かな山々の自然に包まれた、うらおいと安らぎを感じる良好な生活環境を目指した景観まちづくりを推進します

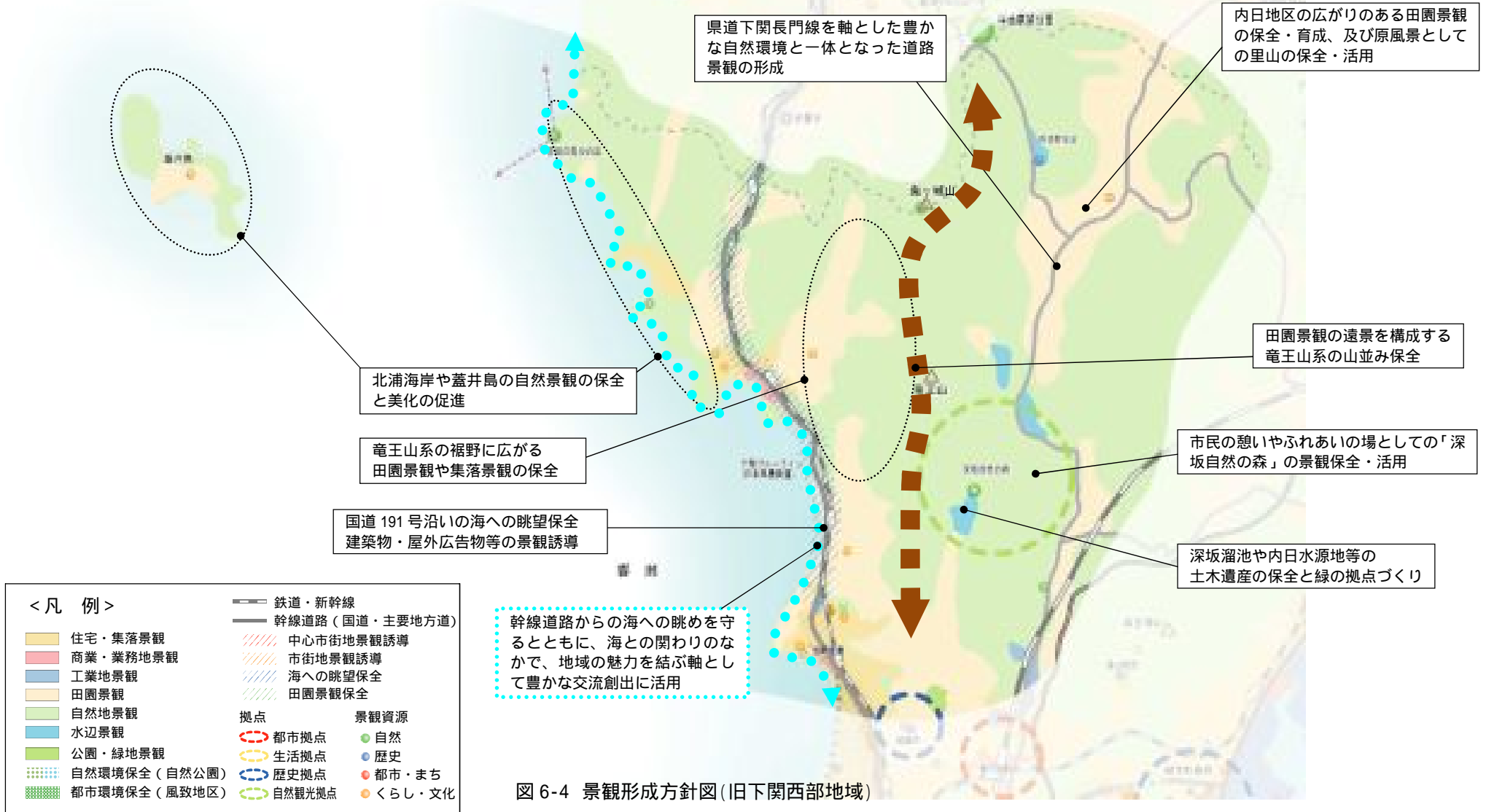


図 6-4 景観形成方針図(旧下関西部地域)

内陸・山間エリア 景観形成方針

基本方針

市民の暮らしを穏やかに包み込む山林景観や、農耕文化を映し出す田園景観、豊田湖等の豊かな水辺景観を、都市との交流の中で守り・育む景観まちづくりを推進します

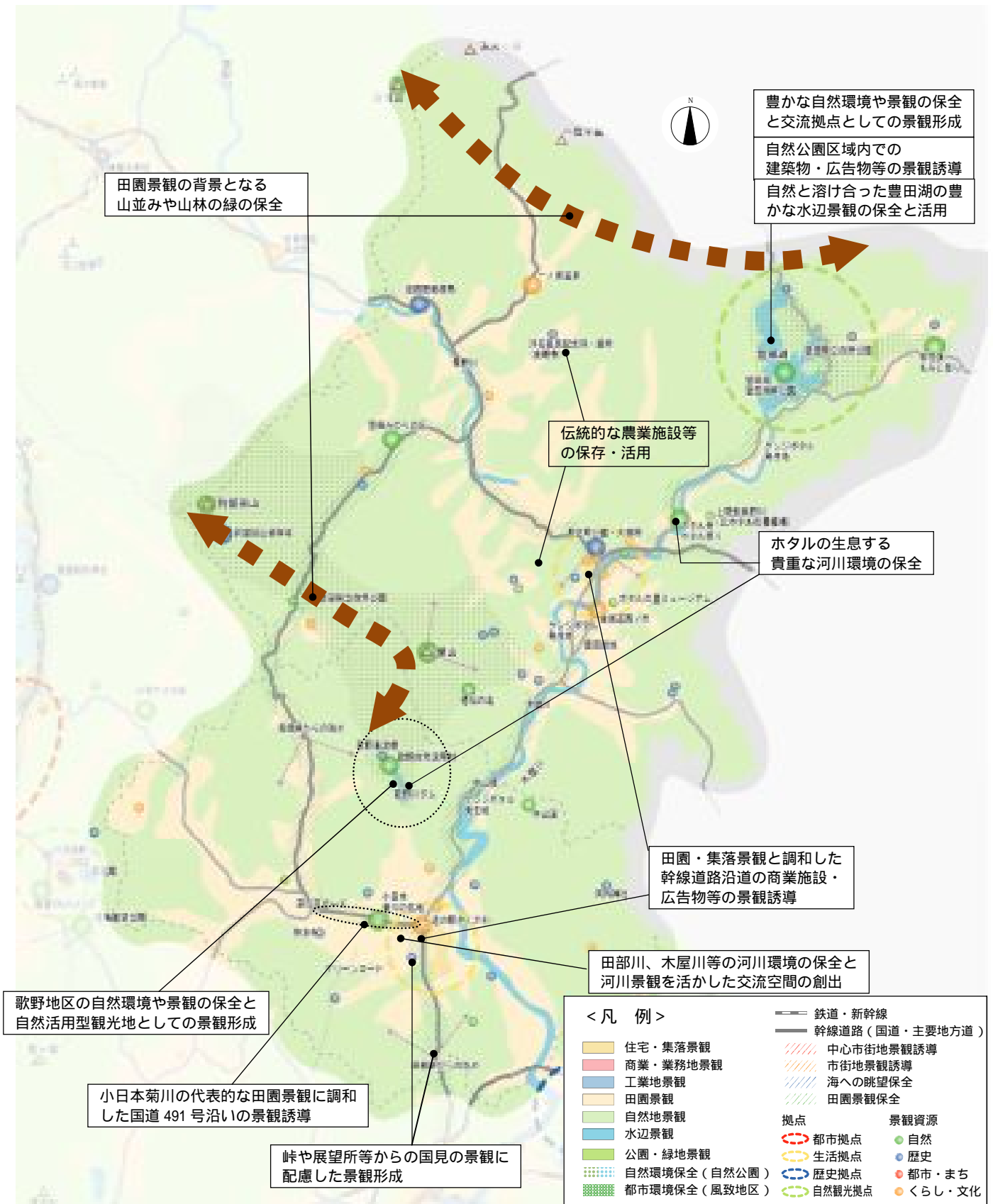


図 6-5 景観形成方針図(内陸・山間エリア)

日本海エリア 景観形成方針

基本方針

美しく長い海岸線を基軸に、海や山並みなどの自然と、培ってきた歴史や温泉をテーマに、豊かな交流の促進につながる景観まちづくりを推進します

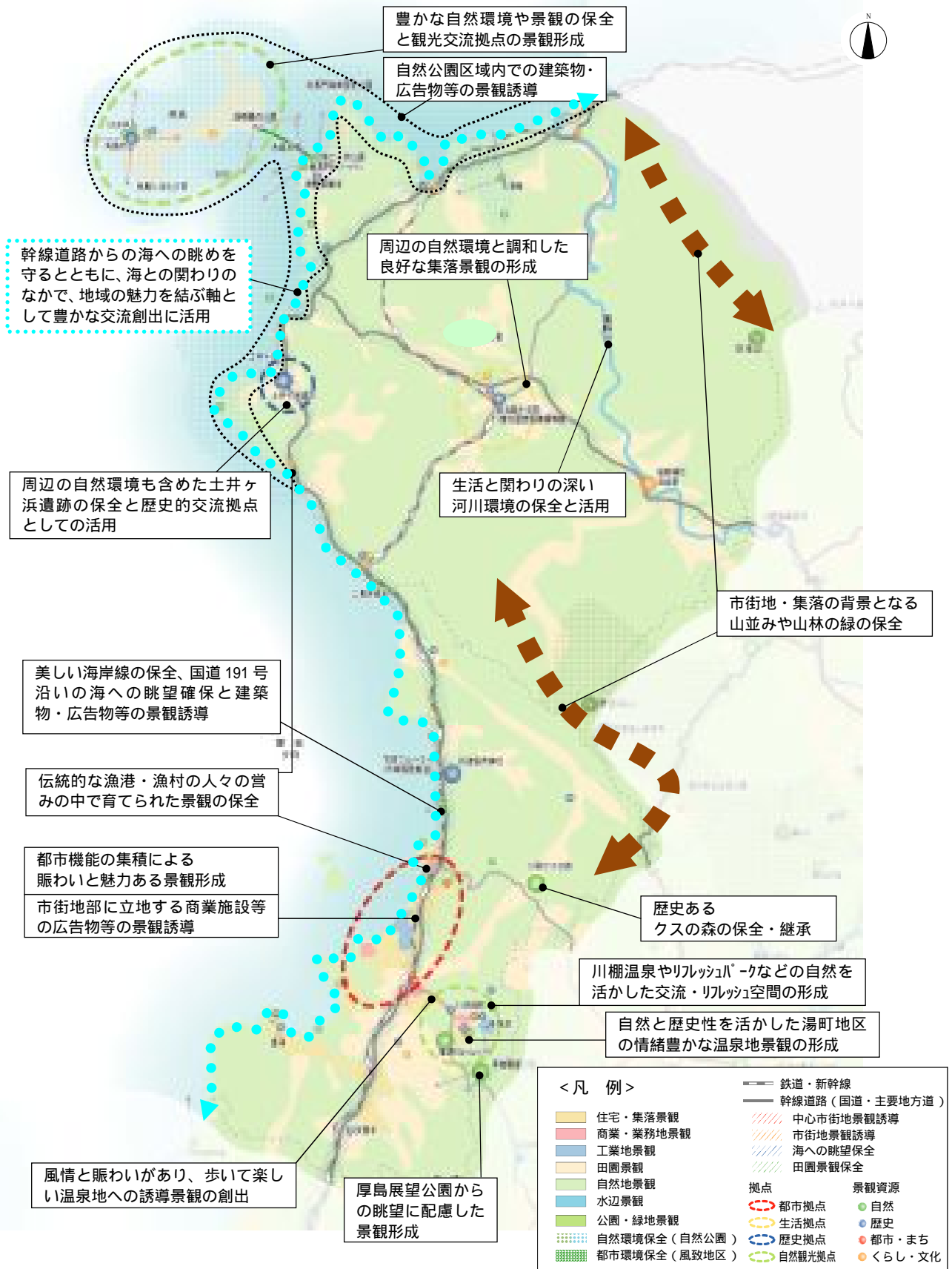


図 6-6 景観形成方針図(日本海エリア)